

早期供用の評価について(案)

【基本方針】

- 早期供用に会社の経営努力が認められれば、追加投資の有無にかかわらずインセンティブ助成を行う。
- 早期供用にかかる会社の経営努力と認められる部分の額の算定に用いる、特別に勘案すべき努力の内容で加減算する係数の判定にあたり、早期供用のために要した追加投資額を判定の要因とはしない。

(注)全ての投資について合理性があるかどうかの判断を別途行い債務引受を実施しているため、助成の判定とは切り離すものとする。